

守谷市教育委員会定例会会議録 平成27年4月

1. 日 時 平成27年4月23日（木）午前9時30分

2. 場 所 守谷市役所議会棟3階第3委員会室

3. 出席委員 教育長 後藤 光良
教育委員 高山 博
教育委員 鮎川 清勝
教育委員 山本 キヨ
教育委員 前山 文栄

4. 欠席委員 なし

5. 説明のための出席者

教育部長 豊谷 如秀
教育部次長兼学校教育課長 山崎 浩行
生涯学習課長 江幡 徳照
指導室長 奈幡 正
中央図書館副館長 石塚 成美
学校給食センター所長 高橋 均

6. 傍聴人 なし

7. 会議に付した事項

(1) 議決事項

議案第13号 「守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3に基づく協議について」
議案第14号 「守谷市社会教育委員の委嘱について」
議案第15号 「守谷市図書館協議会委員の委嘱について」

(2) 報告事項

報告第3号 「守谷市教育委員会教育長職務代理者の指名について」

(3) その他 「小中学校の現状について」
「各課業務報告」

【1. 開会宣言】	午前 9 時 30 分 開会を宣言
【2. 会議録署名委員の指名】	本会の会議録署名人を指名
【3. 審議事項】	<p>議案第 13 号「守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第 180 条の 3 に基づく協議について」説明を求める。</p> <p>議案第 13 号「守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第 180 条の 3 に基づく協議について」説明する。</p> <p>本案は、市長から教育長に、教育委員会職員を市長の補助機関である職員と兼務させたい旨の協議があり、これに同意することについて、守谷市教育委員会事務委任規則第 2 条第 16 号の規定により議決を求めるものです。</p> <p>各委員に質疑を求める。</p> <p>特になし</p> <p>議案第 13 号「守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第 180 条の 3 に基づく協議について」採決する。</p> <p>異議なし</p> <p>原案のとおり可決する。</p> <p>議案第 14 号「守谷市社会教育委員の委嘱について」説明を求める。</p> <p>議案第 14 号「守谷市社会教育委員の委嘱について」説明する。</p> <p>本案は、教職員人事異動により、後任者を委嘱するに当たり、守谷市教育委員会事務委任規則第 2 条第 7 号の規定により議決を求めるものです。</p> <p>各委員に質疑を求める。</p> <p>特になし</p> <p>議案第 14 号「守谷市社会教育委員の委嘱について」採決する。</p> <p>異議なし</p> <p>原案のとおり可決する。</p> <p>議案第 15 号「守谷市図書館協議会委員の委嘱について」説明を求める。</p> <p>議案第 15 号「守谷市図書館協議会委員の委嘱について」説明する。</p> <p>本案は、学校長会、お話をボランティア役員の改選に伴い、</p>

	<p>後任者を委嘱するに当たり、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求めるものです。</p> <p>各委員に質疑を求める。</p> <p>特になし</p> <p>議案第15号「守谷市図書館協議会委員の委嘱について」採決する。</p> <p>異議なし</p> <p>原案のとおり可決する。</p> <p>議案第16号「教育長の守谷市土地開発公社理事の兼職及び職務専念義務免除の承認について」は、私自身に関する事件となる。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項により、自己に関する事件には参与できない除斥規定があることから退席する。</p> <p>本件議事は教育長職務代理者にお願いする。</p> <p>議案第16号「教育長の守谷市土地開発公社理事の兼職及び職務専念義務免除の承認について」は教育長の個人に関する事件のため非公開としたいが異議はないか。</p> <p>異議なし</p> <p>議案第16号「教育長の守谷市土地開発公社理事の兼職及び職務専念義務免除の承認について」説明を求める。</p> <p>議案第16号「教育長の守谷市土地開発公社理事の兼職及び職務専念義務免除の承認について」説明する。</p> <p>本案は、教育長が守谷市土地開発公社理事に就任することについて、教育委員会の許可を受けなければ引き続き団体の役員となることができないため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定により教育委員会の承認を求めるものです。</p> <p>また、その従事に当たり、守谷市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第3号の規定に基づき職務専念義務免除について併せて承認を求めるものです。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）に基づき審議経過は非公開</p>
--	---

<p>【4. 報告事項】</p> <p>教育長</p> <p>【5. その他】</p> <p>教育長 指導室長</p> <p>教育長 学校教育課長</p>	<p>報告第3号「守谷市教育委員会教育長職務代理者の指名について」 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育委員会教育長職務代理者を指名したので報告する。</p> <p>小中学校の現状について報告を求める。 以下について報告</p> <p>○訪問・研修の実施状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校理科教科担任制モデル事業研修会について (モデル校 松前台小) ・学力向上事業授業ブラッシュアップ研修説明会について (指定校 高野小) <p>○児童生徒の様子について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度小中学校1学期始業式について ・市内中学校修学旅行について <p>○教職員・児童生徒の交通事故について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒交通事故者のけがの程度及び要因について 件数 小学校7件 中学校9件 (3月24日現在) 要因 自転車 14件 その他 2件 ※児童生徒の不注意 12件 程度 打撲又は擦過傷、骨折 ・教職員の交通事故の状況 件数 11件 (3月24日現在) 要因 自動車 過失 9件 <p>○いじめの現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知件数と対応について (3月末現在) 認知件数 24件 (解消18件 繼続支援中6件) <p>○不登校の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月末現在の不登校者数の報告 件数 (不登校率) 小学校 26人 (0.62%) 中学校 52人 (2.95%) <p>○守谷しぐさについて</p> <p>○守谷市いじめ問題重大事態調査委員会設置について 各課の業務状況について報告を求める。</p> <p>以下について報告</p> <p>○新入児童に対する寄付の報告</p>
---	---

	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 27 年度工事予定について ○感染性胃腸炎の発生について 以下について報告 ○平成 26 年度予算賄材料費執行状況について ○地場産野菜使用率について ○異物混入等について ○施設改修工事について
学校給食センター所長	<p>以下について報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 26 年度図書館利用状況について 貸出冊数 912, 399 冊 (3 月末現在) ○子ども読書の日について ○図書館指定管理者制度導入について 各委員に意見を求める。
中央図書館長	<p>教職員の交通事故が多く発生している。十分な指導をお願いする。</p>
委員長	<p>各委員に意見を求める。</p>
委 員	<p>教職員の交通事故が多く発生している。十分な指導をお願いする。</p>
教育長	<p>校長会に対し注意を促したい。</p>
委 員	<p>守谷しぐさを批判する問合せについて報告があったが、経緯についてお聞きしたい。</p>
教育長	<p>江戸しぐさが存在しない内容の本が出版された。学校現場で江戸しぐさが江戸時代から続いている、存在したと教えることは良くないという内容である。このことを一部マスコミが取り上げたことが、問合せにつながったと考えている。</p> <p>これに反する意見も多数いただいている。思いやりの心を育てる、人間関係をより良いものにする、地域にお互い呼びかけるものがあってほしいという経緯で作成されたものである。意見を考慮しながら、作成に至った原点を大切にして推進していく。</p>
委 員	<p>図書館の指定管理者制度導入に関する研修会があったと聞いている。どの程度の人数が参加したのか。</p>
中央図書館副館長	<p>70 名程度の方が参加されている。</p>
委 員	<p>指定管理者制度導入について、どのような意見があったのか。</p>
中央図書館副館長	<p>将来的に継続したサービスが乏しくなり、質が低下するのではとの不安の声があった。</p>
【6. 教育長報告】	
教育長	<p>業務状況については、各課長から報告のあったとおりです。各課とも重点事業、懸案事等を抱えている。一丸になって取り組んでいく。</p>

	<p>学校教育指導員を新たに設置した。重点事業である保幼小中高一貫教育推進、学校危機管理、学校経営に関する対応・助言、学校現場と教育委員会との連絡調整が主な業務となる。</p> <p>保幼小中高一貫教育の推進は、本年度で3年目を迎える。現在までの実績を基に、一貫教育の形を明確にする取組を本年度の方針としている。保育園、幼稚園、高校の関係者の方々も積極的に会合等に参加いただいている状況にある。さらに工夫することで活動を推進していく。</p>
【7. 閉会宣言】 教育長	午前 10 時 50 分 閉会宣言